

A-110 食品用敷紙と紙ナフキンの着色料と蛍光染料

ノートルダム女大 ○ 斎藤弓子 木原和子 山口三郎

目的 食品に用いられる敷紙・紙ナフキンには、各種の鮮やかな彩色を施したものと、漂白によって視感白度を高めたものが多いが、これらは食品に直接接触して用いられる場合が多いので衛生的配慮が必要であらう。今回は市販の着色敷紙と紙ナフキンにおける人工着色料と蛍光染料の使用状況調査を行なった。

方法 昭和47年10月～48年5月の8ヵ月間に京都、大阪、兵庫、滋賀、富山で入手した敷紙97件、紙ナフキン71件の計168件を試料とした。1枚を2色以上に染め分けたものはその色毎に、2枚1組のものは1枚毎に別の検体とした。試験方法：着色料は衛生検査指針に従い沙紙クロマトグラフィ、吸収スペクトル法、薄層クロマトグラフィ、各種試薬による定性反応などにより鑑別した。蛍光染料は検体を1%アンモニア水に浸して抽出し、これをガーゼに吸着させた後紫外線照射を行ない判定した。

結果 検体244件中195件からタール色素(188件)および真鍮(7件)を検出した。検出率79.9%。検出した色素は22品目であり、内8品目(R2、R102、R104、R106、Y4、Y5、B1)は法定色素であるが、他の14品目はローダミンB、メチルバイオレットなどの法定外色素であり、分離色素スポット289個の内146個(50.5%)

に及んだ。使用頻度の最高はO1の78回、次いでY4の39回、R3の37回、B1の30回で、この4品目をあわせると全体の過半数63.7%を占めていた。残り19品目の各使用頻度は0.3～5.2%の低さであった。蛍光染料は対象検体181件中33.1%に当る60件(いすも敷紙)から検出され紙ナフキンからは全く検出されなかった。